

次期埼玉県青少年健全育成・支援プラン（素案）の概要①

0 計画の構成

第1章 基本的な考え方

1. 策定の趣旨 2. 位置付け 3. 期間 4. 対象者 5. 本プランの推進体制

第2章 子供・若者を取り巻く環境と課題

1. 社会の状況 2. 子供・若者の意識と取り巻く状況 3. 子供・若者をめぐる課題

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念 2. 基本目標

第4章 プランの体系

第5章 施策の展開

I 基本的な考え方【第1章】

1 策定の趣旨

- ・子供・若者を取り巻く環境の変化や新型コロナウイルス感染症の流行は子供・若者やその家族へ大きな影響
- ・様々な困難を有する子供・若者の問題は依然深刻で、孤独・孤立やヤングケアラーなど新たな課題への対応が必要
- ・子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要
- ・社会総掛かりで子供・若者の健やかな成長に向けた取組の一層の推進を目指し、本プランを策定

2 位置付け

- ・埼玉県青少年健全育成条例に基づく、県の青少年の健全な育成に関する総合的な計画
- ・埼玉県5か年計画の分野別計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく、都道府県子ども・若者計画（国の大綱を勘案）

3 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年

4 対象者

- ・対象者は概ね30歳未満の子供・若者（中心となる年代は概ね10歳～24歳）

5 推進体制

- ・「埼玉県青少年健全育成推進会議」を構成する庁内各課を中心に施策を実施
- ・県民に施策の進捗状況を公表するとともに埼玉県青少年健全育成審議会に報告
- ・必要に応じて施策を見直すなど、PDCAサイクルを回し、本プランを着実に推進

II 子供・若者を取り巻く環境と課題【第2章】

1 社会の状況

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 人口減少・少子高齢化 | (7) 多様性と包摂性のある社会の形成（ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）） |
| (2) グローバル化の進展 | (8) リアルな体験とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開 |
| (3) 雇用情勢の改善、就業構造の変化 | (9) 成年年齢引下げ等への円滑な対応 |
| (4) 生命の安全・危機 | |
| (5) 孤独・孤立の顕在化 | |
| (6) 誰一人取り残すことのない社会づくり | |

2 子供・若者の意識と取り巻く状況

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 家庭について | (5) 生きづらさについて |
| (2) 学校について | (6) 困っていることや悩んでいることについて |
| (3) 地域について | (7) インターネットの利用について |
| (4) 自己肯定感について | |

3 子供・若者をめぐる課題

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 非行 | (7) 児童虐待 |
| (2) 若年無業者（ニート）、ひきこもり | (8) ヤングケアラー |
| (3) 障害のある子供・若者への支援 | (9) 若者の自殺 |
| (4) いじめ | (10) 在留外国人等の子供・若者への支援 |
| (5) 不登校、高校中退 | (11) 犯罪被害、交通事故 |
| (6) 貧困 | |

III 基本理念と基本目標・施策の方向性【第3章】

【基本理念】

子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現

基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援

- 施策の方向性1 全ての子供・若者の健やかな育成
 施策の方向性2 未来を切り拓く子供・若者の応援

基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援

- 施策の方向性1 困難を有する子供・若者やその家族の支援
 施策の方向性2 非行防止と立ち直り支援

基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

- 施策の方向性1 子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備
 施策の方向性2 子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援